

令和6年度第2回山形県公文書等管理委員会 議事概要

・日 時／令和7年3月6日（木） 午後2時15分～午後4時00分

・場 所／山形県庁15階 1502会議室

・出席者／委 員 和泉田委員長、加藤委員、佐藤委員、高橋委員、葉丸委員
事 務 局 総務部次長、高等教育政策・学事文書課長 ほか

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 総括文書管理者挨拶（総務部次長）

4. 報 告

(1) 公文書の管理に係る県の取組状況について

事務局から、公文書の管理に係る県の取組状況について報告を行った。

(2) 文書管理規程の一部改正について

事務局から、文書管理規程の一部改正について報告を行った。

5. 審 議

(1) 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正に係る包括承認について (諮問)

○ 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正に係る包括承認について事務局が説明した。(資料3)

○ 委員から質問があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(和泉田委員長)

この包括承認がなければ、改正案について1件1件諮問と答申が必要なところ、これを行うことによって、全件まとめて承認することができるのか。あるいは、事後的に年に1回の会議のときに、確認するだけで済むのか、どういう扱いになるのか。

(事務局)

原則としては、条例の第37条第2項にある通り、規則の制定または改廃については諮問を行う。ただし、文言の修正など軽微な改正等は包括的に承認いた

だくということで、その都度案件によって事務局で整理した上で、諮問する、しないの判断については、相談させていただくこともあると思うが、案件によって包括的に承認をいただくという意味である。改正を行った後に報告は必ずさせていただくという取り扱いで考えている。

(和泉田委員長)

他に質問が無ければ、承認することとしてよろしいか。

(他委員)

<異議なし>

(2) 令和6年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイルについて

(意見聴取)

- 令和6年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について事務局が説明を行い、廃棄予定公文書ファイル47,928ファイルのうち、事前確認の結果疑義が生じた3ファイルについて委員が現物確認を行い、審議を行った。

I 「山形空港航空機騒音環境基準監視マニュアル」(平成6年度)

II 「知事あいさつ」(平成6年度)

III 「教育課程」(平成6年度)

- 審議の結果、いずれも歴史公文書に該当しないとされ、3冊すべてが廃棄について同意された。

【歴史公文書に該当】

なし

【廃棄について同意】

・「山形空港航空機騒音環境基準監視マニュアル」(平成6年度)

・「知事あいさつ」(平成6年度)

・「教育課程」(平成6年度)

- 審議では、各委員から次のとおり意見・質問等があった。

《各委員等の発言》

- (和泉田委員長)

「知事あいさつ」については特に言及なければ、なしということにしたいと思うが、その他の2点について何か特にあればおっしゃっていただきたい。加藤委員からよろしいか。

- (加藤委員)

教育課程に関しては研修の内容に関わるものなので、何かここで意思決定をした

りとか、そういうものではなかろうと思っているので、保存の対象じゃなくてもいいのかなと個人的には思っている。

山形県の航空監視マニュアルに関しては、分からなかったのは、もし平成6年に監視マニュアルの評価軸等の決定的な変更があったら3分では見切れなかったが、そうではなくて、ここに書いてある通り、定例的なものであるということであれば、あえてこの平成6年度のものを保存する必要性はないのではないかなと個人的には思った。

「知事あいさつ」を見たいと言ったのは私なので、最終的に廃棄することについて何か大きく異議があるものではないが、現吉村知事は年頭所感の知事挨拶に関してはホームページで公表しており、県民に対してホームページでも見せているものがあるということは、今後、ホームページで上がっているようなものを、公文書として残さなくてもいいのかなというところは、若干考えたところがあってそれで見たいというところがあった。

○（和泉田委員長）

ありがとうございました。最後の点、もうちょっと確認したいと思うが、年頭所感のようなものであれば、残す価値があるかもしれないが、それ以外のものだったらどうかということか。

○（加藤委員）

私が特に気にしていたのは、年頭所感のところで記者会見や知事挨拶要旨というようなところがあったので、ただ実際別に記者会見の方の記録を先ほど見たら、保存対象の方で知事の挨拶要旨というのはもう入っていたので、個人的にはこの「知事あいさつ」を残す蓋然性はないと感じたところで、もしその部分が他にも残すものがなければ、別途考える必要があるのかなと思っていたが、先ほど中身を見させていただいて、もう既に他のところでそれは代替可能な文書が残されているので、ここに関しては私も廃棄で同意している。

○（和泉田委員長）

代替可能なものが見つかったという御意見、ありがとうございました。

○（高橋委員）

山形空港のマニュアルに関しては、事務局案の一番下のところに書いてある通りでよろしいかと思う。内容的にも。知事あいさつに関しては、個人的には歴史的文書には該当しないのではないかと思う。教育課程に関しては、個人的に恩師の名前が出てきたりして何か懐かしさがこみ上げて、公平な判断ができなくなっている部分もあるが、これも事務局案の通りかと思う。

○（薬丸委員）

結論から申すと、今日審議対象となっている公文書はいずれも廃棄してよいのではないかというふうに考える。空港のものだが、どういう調査をしたかということ

の内容で、この結果が問題になっているとかであれば歴史的な意味はあるのかなと思うが、その結果も順次廃棄されているというところも踏まえて考えれば、重要性は低いものと考えた。

「知事あいさつ」は、型通りの挨拶かなと思ったので、これも残しておく意味はないと考えている。教育課程についても、これは先生方の勉強する機会、研修の機会にどういったものがありましたかということだと思うので、ここの中で、例えば学テ訴訟に関するようなものがあればまた別だが、そういったものは含まれないので、廃棄していいのではないかと考えた。

○（佐藤委員）

いずれも廃棄でいいのかなと私も見て思うが、1つ気になるのは、1番の山形空港のマニュアルについて、事務局とのやり取りの過程で環境省の測定マニュアルが改正されているので過去のマニュアルの部分は重要ではないということで、最初回答があった。しかし、改定されたからその前のマニュアルが重要ではないということにはならないと思うので、そこは今後も留意していただきたい。その上で、下に事務局で示してくださったような形で結果が特に大きな問題となっていないということ、あとはその測定結果そのものが廃棄されているということなので、これも廃棄していいと思う。

知事あいさつはやはり定型的なものだったので、内容を拝見した上で、廃棄でいいかと思う。3は理解がなかなか十分できないところがあるが、他の委員の皆様の御指摘、事務局の御指摘の通りかと思う。

○（和泉田委員長）

ありがとうございます。そうすると、全員の委員の先生方の御意見は3つとも歴史公文書に当たらないということで、廃棄で結構ではないかということだが、私も同感である。

教育課程に関してだけまだ詳細な見解が出ていないと思うので、述べると、「集録」を印刷しているという形跡が見れた。こういったものについては成果物（「集録」）が残っていれば、どのように誰が出てきてどういうふうで開催されたというような簿冊は、それほど歴史的な重要性はないんじゃないかと思うので、いずれにせよ、これも廃棄で構わないと考えている。その他の2点については、委員の先生方の御意見とほぼ同じということになる。何かもう一言二言あったら、御自由にどうぞ。

○（佐藤委員）

先ほど回った疑義照会を行ったもの、やり取りがあったもののリストについて、非常に丁寧に事務局でやり取りをして積み上げてチェックをしているということが分かり、非常に意義があるかと思う。事務局で疑義をかけて、原課から返ってき

たものを我々の方にも見せていただくと良い。これまで委員に提供されたリストよりも丁寧な情報がそちらのリストに書いてあったので、事前のチェックの時にそれも見せていただくと、まとめる手間はあるかと思うが、よりこちらとしても判断材料が多くなるのでいいのかなと思ったところ。御検討いただきたい。

あと、このリストは文書としてはどれぐらい保存されるのか。この公文書管理制度の肝であるところの事務局でのチェックの非常に重要なその結果経過を示す文書だと思う。ある文書をなぜ廃棄したのかの判断の理由にも大きく関わることだと思うが、この一連の手続きの業務の文書の保存年限はどれぐらいになっているのか。

○（和泉田委員長）

今のお話は包括的な議論ということで、歴史公文書がないの判断の後に、またゆっくりお答えいただければいいと思う。3件につきまして、あるいは他のリスト等を見て、意見を述べるという場におきまして何か言い残したことがあれば。

本日確認した廃棄予定公文書ファイルには歴史公文書は含まれないという御意見を述べたいと思うが、よろしいか。〈異議なし〉

では、含まれないという結論に至った。

最後にこの場で審議したい事項などの話の中で佐藤委員の先ほどの質問も答えていただきたい。

○（事務局）

先ほど佐藤委員から御質問のあった疑義照会だが、来年度以降の提供は、きれいな形にしてということはお約束できないが、参考資料としてお付けすることはできると思うので、対応させていただきたい。それからそのリストは、4万8,000冊の廃棄予定一覧表と一緒に編綴して保存しているため、10年保存になっている。

○（佐藤委員）

廃棄文書のリストは廃棄されるものだったか。

○（事務局）

廃棄された一覧は、常用で台帳管理はあるので別途ある。現状、システムで管理をしている。これ（廃棄予定一覧表）は、毎年度、知事協議を行うものとして10年保存としている。

○（佐藤委員）

どちらにつけるべきなのか、その委員会側の資料、廃棄リストに付けてしまうと捨てられるのであれば、何かまた別なところに入れて公文書管理委員会での管理と学事文書課での文書管理の過程を示すものとして、あまり輕易に捨てられないような形になった方がいいのではないのかなと思うので、御検討いただきたい。

○（和泉田委員長）

佐藤委員のおっしゃりたいことの中には、疑義を申して、それについての回答も残しておきたいというポイントがあるのではないかと思うが、そうすると30年保

存の廃棄文書リストには、その情報は載らないのではないかとと思うが。

○（佐藤委員）

更に申し上げれば文書を捨てるということは重要な判断であるので、その過程を示すものという文書に関して、少し丁寧に、その根拠となった文書や、経過を示す文書を残した方がいいのかなと考える。制度上ここで議論することであるかどうか分からないが、少し御検討いただきたい。

○（事務局）

ありがとうございます。検討させていただくということだが、基本的には端的に言うと通常の公文書は5年で廃棄して、重要なものは10年で廃棄する、特に重要なものを30年保存しているというような、簡単にいうとそういう形であるので、今回御指摘いただいたものは、重要なもの、特に重要なもの、バランスとしてどうなのかというのは考えさせていただきたい。

○（和泉田委員長）

そういった基準に従った判断というのも大事だと思うので、御検討をお願いしたい。それではその他にこの場で協議したい事項はないか。

○（佐藤委員）

これも事務局と委員会とのやり取りの中でだが、慣例的にこの現場で見たいものはどれですかという形でのお問い合わせをいただいて、私は毎回、これはもう一度事務局で確認をしてください、疑義照会をかけてくださいという形で返答させていただいて、ずっとやり取りをしている。実際かなり事務局で文書を見てくださっているの、ぜひ実際の運用上も、一度疑義があるもの、事務局で確認してほしいもの、また委員としてこの場で確認してほしいものを事務局から問い合わせるような形に変えていただければありがたい。一度事務局で原課と協議をして確認してほしい文書について、こちらからお伝えできるような形に、問い合わせの段階で運用を少し変更していただけないかという提案です。

○（事務局）

今の御意見については早めにリストを出すことによって、事務局の方で原課と確認するということか。

○（佐藤委員）

時期の問題でなく、我々の方に当日どの文書が見たいですか、歴史公文書としてどれが重要だと思いますかという形で事務局から問い合わせが来る。しかし、この場で見るよりもやはり事務局が事前に、たくさん文書をチェックするというのが私は非常に重要だと思っている。その作業をすべきものがどれだと思いますかと、そもそも問い合わせの質問の項目に盛り込んでいただきたいと。実際その形で今まで進めているが、そちらからお問い合わせいただく時点で、できればそのようなことを書いていただきたい。

○（事務局）

依頼の仕方を来年度改めたいと思う。委員の皆様から見たいというものは当然あ

る場合はお願いしたいということと、事務局から御審議いただきたいものは提案させていただく形ということによろしいか。

○（和泉田委員長）

佐藤委員は、事務局に現物を確認してほしいというリクエストを出したいということをおっしゃっているのだと思います。

○（佐藤委員）

実際、運用上そうになっているが、お問い合わせいただくときに、ここで見たいものを表に書いて、歴史公文書として、現場で見たいものを回答してくださいって形で確かメールをいただく。しかし、現場で見るとということよりも、事務局で文書の原本の確認をすべきものというのを回答するような、連絡するような形に今なっていたかと。

○（事務局）

実際は現物をこちらで確認して、なお疑義があるものについて審議していただくというような運用をしておりますが、文面は改めるべきところがあるかと思しますので、そこは見直させていただきたいと思う。

○（和泉田委員長）

おっしゃろうとしていることが実現できるようによろしくお願いします。この他に何か御意見等はあるか。

○（薬丸委員）

これは事務的なことだが、例規が結構リストに入っているなというふうに思っていて、例規が基準細目の2に入っているので、これには当たらないことを前提にリストに載っているということが分かれば、こちらもこれはそうなのねというふうに思うが、そこが分からないので一応これは疑義があるじゃないですかということを上申しなければいけないのかなというふうに思った。なので、もし検討した結果そのリストに載せているということが分かっているのであれば、それも例えば主務課外というのをよく書かれているので、そこを事前に例規って書いてあるものは、されると手間が少し省けるのかなと思う。

○（事務局）

はい、ごもっともだと思うので、その辺注意して来年度対応させていただきたい。

○（和泉田委員長）

その他何か。審議のスムーズな進行に御協力いただきましてありがとうございました。

○（事務局）

和泉田委員長ありがとうございました。その他何か。

○（佐藤委員）

午前中に公文書センターに行ってきたが、公文書の複製がコピーで展示されてい

て、どなたでもふらっと来てそれを見ることができる公文書の字面というか雰囲気というか、それが非常にわかる展示で非常にいいなと思うので、こちらでの展示も先ほどの人材育成とかも含めて、今後とも継続してなお発展させていただきたい。よろしく願いいたします。

○（事務局）

公文書センターを見ていただきましてありがとうございます。現在の公文書センターの企画力をいかに継続して質の高い取り組みができるのかというところが課題かというふうに思っているところである。ありがとうございます。

5 その他

（事務局により、廃棄予定公文書ファイル一覧表等の回収）

6 閉 会